憲法 波紋投げる〝清瀬理論〟

両教授の見解

清瀬一郎氏の発言「マッカーサー草案」が国会で問題になった。しかしこれは清瀬氏の一時の失言ではない。真ならざる憲法をマッカーサー憲法、アメリカ製憲法と信じ切っている故に、本音をはいたのである。この問題をきっかけに現憲法にかかる根源にかかる批判を一つも出し得なかったことに起因するのである。ようやく出したものを見れば、近衛案、松本案の焼き直しである。

いまだに多くの識者が先走っている、自主独立の憲法を創るべきであるとしての憤慨論が、いきり立つのである。従ってこれを追う論山を見ずで、その内容を条件附けず、あるいはその内容に立ってついて、東郷青児氏に協力、画壇の一部に「絵が出されても二科会ではいらない」との質問に帰ってきた。五十づらを下げて出来やあしない「脱会して国際画壇に根がコリ然と言い放った。

脱退の声明を発表した五百の名刊、その言葉をひっくり返していた絵だは、レモン・ジュースを片手に、静かに何回もうなずいた。

八月生まれ、五十九歳。学歴のない彼は、県出清貧、石井柏亭に師事して、第九回展から二科会に出品、大正十五年の十三回展に傑作「婦人像」、昭和八年に会員となった、そして戦後、二科再建の立役者にな

二科会脱退を声明した
鈴木信太郎氏

って、東郷青児に協力、画壇の一部についたのは周知のことである。

この会の分裂騒ぎはお家騒動だが、中堅会員が独立運動に走っても、師の指導が二会会に行っても、彼はその評価から

答弁する清瀬一郎氏

問題になった清瀬氏の発言は、四日の参議院本会議で、憲法調査会法案についての広瀬久忠氏（緑）の質問に対する答弁としてされたものだった。参議院調査会によって、いよいよ憲法改正の具体的な審議が始まるわけだが、清瀬氏の発言は、この調査会の審議に大きな影響を与えるものとして注目されている。

広瀬久忠氏　新憲法が国情にそぐわないのは、その成立過程において多くの重大な無理があったためであると私は思います。その第一の無理は国際法的の無理であります。その第二の無理は「国際法的の無理」であります。しこうしてその第三の無理は、新憲法草案作成上の無理であります。まず第一の国際法上の無理について申述べます。

ハーグの陸戦の法規慣例に関する条約は、占領軍が被占領国において絶対に守らなければならない義務を規定しております。当時の政府の憲法担当の松本国務大臣は、第七十三条によって改正したことになっ